

湖西市水道事業告示第2号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条第4項の規定により、上下水道料金のコンビニエンスストア等の徴収事務を下記のとおり委託する。

令和8年4月1日

湖西市水道事業管理者

湖西市長 田内 浩



- 1 委託の相手 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システム
代表取締役 高橋 譲太
- 2 委託の内容 上下水道料金に係る徴収事務
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
※ 期間満了の3か月前までに解約等の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間、その効力を有する。